

生活保護法第78条に基づく徴収金等に係る訴訟の提起について

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)8月26日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

生活保護法第78条に基づく徴収金等に係る訴訟の提起について

次のとおり訴えを提起する。

1 訴訟当事者

原告 町田市森野二丁目2番22号

町田市

被告

2 訴訟の目的

生活保護費を受給していた者に対し、不正に受給した生活保護費等751,754円の納付を求める。

3 事件概要

2008年5月9日から2019年3月31日までの間、生活保護費を受給していた被告は、生活保護費受給中の就労収入について、申告をしていなかったため、生活保護費506,786円を不正に受給した。このうち、40,786円の納付を受けたが、いまだに466,000円の納付がなされていない。

また、生活保護費の算定に用いた推定収入額を、実際の収入額が上回ったため、生活保護費747,720円が過払いとなった。このうち、461,966円の納付を受けたが、いまだに285,754円の納付がなされていない。

これらの合計751,754円について納付を求めてきたが、いまだに納付がないため、訴訟を提起するものである。